

介護サービスの利用方法

1 介護が必要になったとき、市（福祉事務所介護保険係）へ介護保険証を添えて要介護認定の申し込みを。



2 市、または市から委託を受けた訪問調査員が家庭を訪問し、食事・入浴などの日常動作（85項目）について調査。

3 この調査結果に基づき、全国一律の要介護認定ソフトを用いたコンピューターで1次判定。

4 1次判定の結果をもとに、主治医の意見書、訪問調査での特記事項を加味しながら介護認定審査会で2次判定。この介護認定審査会は大館・比内・田代の医療・保健・福祉の代表などで構成されています。

5 要介護認定の結果通知

6 要支援・要介護と認定されたら、居宅介護支援事業者（介護支援専門員）にケアプラン（介護計画）の作成を依頼。

7 介護計画に基づき、介護保険証を使って介護サービスを利用。利用の際にはサービス費の1割負担です。



主な居宅サービスの単価
サービス事業者によって金額が異なる場合があります。

訪問介護 (30分～1時間利用)	家事援助 1,530円 身体介護 4,020円 複合型 2,780円
訪問看護ステーションの訪問看護 (30分未満の利用)	4,250円
通所介護・デイサービス (施設併設で4～6時間 利用・食事・入浴は別)	要支援 4,000円 要介護1・2 4,730円 要介護3～5 6,600円
短期入所生活介護・ショートステイ(1日当たり)	要支援～要介護5 9,140円～11,200円

居宅サービス利用の上限額(月額)

要支援	61,500円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

ごとに利用範囲が決められます。
居宅でのサービスは、要介護

居宅
サービス

介護サービスの利用料は

施設
サービス

施設で受ける
サービスは、要
介護度ごとに利
用額が設定され
ています。要介護認定で「自立」
または「要支援」と判定された
かたは利用できません。



施設サービス単価(1日当たり)

施設により金額が異なる場合があります。ほかに食費負担（市民税非課税世帯などの場合は減額）があります。

介護老人福祉施設	要介護1～要介護5 7,960円～9,740円
介護老人保健施設	要介護1～要介護5 8,800円～10,800円
介護療養型医療施設	要介護1～要介護5 11,930円～13,770円

高齢者の介護を社会全体で支えていくこの「介護保険制度」を円滑に進めていくため、特別対策が実施されます。

特別対策

のお知らせ

65歳以上の皆さんの 保険料を軽減します

介護サービスは四月から始まりますが、皆さんには新たに「保険料」という負担がかかることがあります。このため、六十五歳以上のかた（第一号被保険者）に限り、来年九月まで左図のような保険料の設定をしました。

◆12年4月1日
スタート

半年間は
保険料を
徴収しません。

◆12年10月

1年間は
通常の保険料
の半額を
納めて
いただきます。

◆13年10月

通常の
保険料を
納めていただ
きます。

対象となるかた

次の条件をすべて満たすかた
・介護保険制度が始まる前の1年

要介護認定の
申請を

忘れていませんか

介護保険の対象となるサービス（ホームヘルプサービスやデイサービスなど）を現在受けているかた、また介護保険の導入後にサービスを利用しようと考えているかたは、要介護認定が必要となります。

間に、ホームヘルパー（障害者の福祉施策によるホームヘルパーを含みます）の派遣を受けたことがあるかた、生計の中心となつているかたが所得税非課税のかた（生活保護受給世帯を含みます）。

お問い合わせ
福祉事務所
在宅介護支援センター
社会福祉協議会
大滝（北部シルバーエリア）
神山荘
水交苑
47-17201
49-461-6800
49-461-2127
49-461-2588
49-461-3111（内線402）